



Title	南宋の総領所について
Author(s)	川上, 恭司
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1978, 12, p. 1-29
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47996
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

南宋の総領所について

目次

はじめに

第一章 南宋財政と総領所

第二章 総領所の機構

I 総領所の成立

II 総領所の組織

III 総領所の管轄機能

(一)財源

(1)課税収益

(A)正税

(B)雑税

(2)事業収益

(A)専売

①塩課

②茶課

③權酤

(B)紙幣発行

(C)屯田・営田経営

(D)営運・市易

(E)その他

(3)その他の収益

(二)漕運

(三)支給

(四)買馬

第三章 総領所の推移

おわりに

川上恭司

はじめに

南宋時代特有の官衙の一つに総領所がある。これについては山内正博氏が南宋初期の軍閥制御という政治史的な視点から「南宋総領所設置に関する一考察（講）」（『史学雑誌』六四ノ一二）、「総領所の由來に就いて（講）」（『東洋史学』七）をあらわされた。また井手達郎氏が「総領考（一）」（『埼玉大学紀要教育学部篇』五）を、内河久平氏は「南宋総領所考―南宋政權と地方武將との勢力關係をめぐって―」（『史潮』七八・七九合併号）をあらわされている。ここではこれら先学の業績をふまえて、総領所に関する基本的な事項と問題点を再整理し、さらにその財政面（とくに軍兵への支給）に重点をおき、稿をすすめていきたい。

第一章 南宋財政と総領所

南宋の国家規模は、章如愚の山堂群書考索續集卷四六天下地利古盛於北者今皆盛於南の条に、北宋と比べ「戸口登耗墾田多寡、當天下三分之二、其道里廣狹財賦豐儉、當四分之三」とあるように、当時の先進經濟地帯であった江南の地を保有しえたとはいえ、北方よりの流寓人口、戦乱による荒廢、更に強まる外圧等に対応するには、その財政は一層困難の度をましていた。特に国家歳出の70%ないし90%を占めていた軍事負担は、更に組織的かつ大規模になった北方民族の侵寇に対し、西は大散関から東は淮水河口に至るまでの一大防衛線の要衝に配された軍隊への補給という新たな問題を抱えこんだ。こうした状況に対処するため、南宋は一方では麦作・二毛作の奨励、戦乱による抛棄田土の再開墾―屯田・営田經營、土地法では經界法・贍軍買田法・公田法といった伝統的農本政策をとった。ま

た一方では、新たな財源を求め、豊富な経済力に経国の基礎をおく財政国家と化していった。

それは葉適が言うように北宋では地方政治の中核であった監司がその本務を失ない財務官僚化したことにもよくあらわれている。⁽¹⁾その傾向は徐松本宋会要輯稿（以下、宋会要と略記す）食貨^{二八〇}鹽法紹熙五年八月二十七日の条に「侍御史章穎言、乾道以後、大臣當國者、皆以理財爲務、」とあるのによってもよくわかつう。

さらに言えば、既に正税が頭打ちであったので、経總制錢・折帛錢・月椿錢を始めとする雑税の創設、茶塩等の専売制度の再編成、課税に等しい和糴、会子・交子等の紙幣発行などを打開策としたのである。こうした施策に何らかの形で總領所は関与している。各々については後で触れる。ここでは南宋の国家財政全体と總領所との關係を示すいくつかの史料と、宋会要職官^{四七}ノ總領所雜錄嘉定六年十一月十四日条に監察御史黃序の言とし「國家置四總領所、以董軍餉、半天下之賦入、皆在焉、」とみえ、また宋会要職官^{五七}ノ雜買務には中興孝宗会要を引き、「大抵國家用度、多靡于贍兵、西蜀湖廣江淮之賦、類歸四總領所、以均諸屯、其送京者殆亡幾、唯閩浙悉輸焉、」とあるのをあわせみれば、總領所の国家財政上の位置、その重要性が理解されるであらう。

第二章 總領所の機構

I 總領所の成立

紹興十一年には戦局も小康状態を得た南宋は、まず韓世忠・岳飛らの軍閥的勢力の解体を図った。⁽³⁾そうした政策の一環としての財権の回収と先述の軍糧補給問題をからめ、南宋独自の財政体制（ある程度地方の独立を許すブロッツク経済的体制）の構築が急がれた。このためには、従来の随軍転運使や便宜的に任命される總領財賦官では不十

分であった。そこでより強力な権能を付し定制化されたのが総領財賦軍馬錢糧所である。⁽⁴⁾

紹興十一年に、淮東・淮西・湖広の東南三総領所が、紹興十八年には四川総領所が設置された。⁽⁵⁾以降、発運司復設のため淮東総領所が淮西総領所に一時的に併合されたこと、⁽⁶⁾淮東総領所が鎮江府から江陰軍へうつされたのを除き、⁽⁷⁾表面的にはさしたる変化なしに南宋末まで存続した。

Ⅱ 総領所の組織

ここで宋会要職官^{四ノ四四}総領所、宋史卷^{一六七}職官志総領所、李心傳の建炎以來朝野雜記(以下、雜記と略記す)甲集卷二総領諸路財賦などをもとに総領所の機構を整理してみたい。総領使は常参官である朝官が任用された。その序列は転運副使の上にすぎないが、従来の路を越えた財務指揮権発動のため、戸部尚書・侍郎・員外郎、太府卿・少卿、司農卿・少卿等の官を帯びていた。その上軍官統制のため専一報発御前軍馬文字という軍職も銜んでいた。これは将帥の推挙⁽⁸⁾、軍官の不正摘発、総領所独自の軍隊の保有のためもあるが、主な目的は軍籍の稽查権にあった。宋史卷^{一九四}兵志廩祿之制に隆興二年殿前司の言とし「乞每營置籍、鄉貫年甲招刺日月悉書之、一留本營、一留戸部、一留總領、以備開落、」とあるように、軍籍を保管し招募の際の軍官の擅行増招を許さず、⁽⁹⁾また虚籍を検索して不法贓取を防いだ。⁽¹²⁾

属僚は準備差遣、幹辦公事、主管文字などで、総領使の辟差(下僚任命)が許されており、それぞれ次表にみえる所屬機関等の管理にあたった。

総領所名	附 設 機 関
淮 東	分差糧料院・審計司・樵貨務都茶場・御前封樁甲杖庫・大軍倉・大軍庫 贍軍酒庫・市易抵当庫・惠民藥局（排岸官・糴場）
淮 西	補足（カッコ内）を除き同右 （都錢庫・激犒庫・樁備庫・公使庫・見錢庫・雜賣場・催綱官）
湖 広	分差糧料院・審計院・御前封樁甲杖庫・大軍倉・大軍庫・贍軍酒庫・給納場 （草料場・撥発船運官）
四 川	分差糧料院・審計院・大軍倉・大軍庫・撥発船運官・贖藥庫・糴買場 （贍軍酒庫・四川作院）
※この表は主に宋会要職官四一ノ四四総領所の記述から作製した。	

Ⅲ 総領所の管轄機能

総領所の職務の第一は、糧秣を調達し前線に補給することである。その所轄を大まかに知るには総領の官名が参考となる。それは宋会要職官^{四一}ノ四四、総領所に総領淮東軍馬錢糧（治所鎮江府）——後に浙西江東財賦が付加される、総領淮西江東軍馬錢糧（建康府）、総領湖広江西財賦京湖軍馬錢糧（鄂州）、総領四川財賦軍馬錢糧（利州）とある。所管の軍隊については、同書同条に「鎮江諸軍錢糧、淮東総領掌之、建康池州諸軍錢糧、淮西総領掌之、鄂州荆南江州諸軍錢糧、湖広総領掌之、興元興州金州諸軍錢糧、四川総領掌之」という原則が示されている。

なお四川総領はその地理的關係もあつてか、雜記甲集卷二七淮東西湖廣總領所の条などをみれば、東南三總領所に比べ、より自由な裁量が許されていたことがわかる。

(一) 財源

總領所の財源は、上供正税錢糧の截留、雜税の截留といった課税収益と専売、紙幣の發行兌換業務、営田・屯田の経営といった事業収益に大別される。

(1) 課税収益

(A) 正税

先にも述べた通り、東西に伸びた防衛線への補給問題は必然的に財貨の中央集中を不可能にし、上供錢米の截留措置がとられた。例えば、李心傳の建炎以來繫年要録（以下要録と略記）卷^{一八}紹興三十年正月癸卯の条に上供米の截留分配がみえている。總額二九九万石のうち、一二万石が行在に、鎮江府六〇万石、建康府五五万石、池州一四・四万石、荊南府九・六万石、鄂州四五万石といった具合である。ここで糧秣問題を總考するため、嚴密に言えば課税ではない收糴をもみれば、すでに上供米には固定化ないしは通減傾向すらみられ、紹興年間には原額四六九石のうち実徴は三六二万石にすぎず、欠額一二〇万石前後を補充するため、和糴法が採用された。

淮東・淮西・湖広の東南三總領所では、紹興十八年行在、臨安府和糴場、平江府和糴場とともに、淮西總領所一六・五万石、淮東・湖広両總領所各一五万石の歲糴額が定められた。また地方別にみれば要録卷^{一八}紹興二十有九年閏六月丁巳の条に、收糴總額三三〇万石のうち、浙一〇〇万石を鎮江府・平江府・常州へ、江東五〇万石を建康

府・太平州・池州へ、江西三〇万石を江州、湖南二〇万石を荆南府、湖北三〇万石を荆南府・鄂州・純州へと送っている。以降、淮東・淮西総領所では椿積米一〇〇万石を額に和糴が行なわれ、湖広総領所でも淳熙十三年には六十万石、紹定元年には七〇万石という収糴例がみられる。⁽¹⁴⁾

四川総領所では雜記甲集卷二四川軍糧数に、歳用一五六万余斛のうち一三七万斛（関内七八万石・関外六〇万石）を糴買するといひ、同書甲集卷七淮東西湖廣總領所には、乾道中の東南三総領所の歳費にふれた後に、「川中糴買、歳爲八百三十餘萬緡」とある。魏了翁の鶴山先生大全集卷六四川總領李藁の墓誌銘には淳熙三年七月辛未の廷臣の上疏として四川總領の歳支軍糧一五〇万石のうち和糴六〇万石といっており、東南の場合より更に和糴への依存度が高かったようである。かくして一時は十分な椿積ができ「以新易陳」と称し古米更新の意味をも含め、宋会要食貨五七賑貸等にみえるように賑恤に供されたほどにもなった。

(B) 糴税⁽¹⁵⁾

これら糴税が財政収入の上で大きな比重を占めていたことはすでに明らかである。

まず經總制錢は、四川總領所の場合、紹興休兵之初歳費額二六六五万緡のうち二二二一万緡が經總制錢で充當され、⁽¹⁶⁾また四川全体での總額五四〇万緡の残り一三四万緡は湖広總領所へ送られていた。この湖広送納分は紹興十四年に一七三万緡に達したが、のち減じて紹熙年間六〇万緡、紹熙以降九〇万緡が永例とされた。⁽¹⁷⁾湖広總領所へはその他、紹興三十年に広東・湖南經總制錢一〇万緡が送られており、⁽¹⁸⁾その後も淳熙十五年にもその存続が認められる。⁽¹⁹⁾淮東總領所へは、嘉定鎮江志卷二五經總制錢の項によれば鎮江府の經總制錢一一七、〇七〇貫を送納すとある。

和買折帛錢については要録二^{一八}紹興二十有九年五月己未の条に「江浙四路所起折帛錢、地里遙遠、欲就近椿管、

以備軍用」とあつて総額五六八・九万余緡のうち、鎮江府・常州・徽州・處州の八二・七万余緡を鎮（江）務場へ、建康府・宣州・信州・洪州・筠州・袁州・撫州の一一九・四万余緡を建康務場へ、池州・饒州・太平州・南康軍六四・八万余緡を池州大軍庫へ、江州・吉州・臨江軍・建昌軍・興國軍四七・九万余緡を鄂州（湖広）総領所へ送納し、その措置については「自行在外、令浙西提刑司三總領所、認數拘催、置庫椿管」とみえる。

契錢は要録卷^九紹興三十有二年五月己亥の条に「總領四川財賦王之望乞、根括民戸嫁資及遺囑田合納契稅錢、應付贍軍支用、從之、」とあり、その額は雜記乙集卷二四川椿管錢物の項に隆興二年として四百餘萬緡とされ、その割註に引く實録によれば「湖廣總領司馬倬奏、已承指揮、取撥四川白契錢一百五十萬貫、乞更撥五十萬、從之」と湖広總領所へも分撥されていたことがわかる。⁽²⁰⁾その他、月椿錢などについても部分的な事例はみられる。

これらを國家財政全般との関連においてみれば、葉適の水心別集卷二經總制錢の項に「以貫計者、至於千七百萬、凡今截取以界總領所之外、戸部經常之用、十八出於經總制」とあり、同書卷二實謀に戸部歲費一五〇〇萬貫とあることから試算すると五〇〇萬貫前後の經總制錢が總領所の經費にあてられていたとなる。したがって雜稅全体としても、總領所の歲入に占める割合は大きかったに違いない。

(2) 事業収益

(A) 専売

① 塩課⁽²¹⁾

馬端臨の文獻通考卷二六征權考三塩鉄孝宗乾道六年の戸部侍郎葉衡の奏に「今日財賦之源、煮海之利、居其半」と

いう語句がみえ、要録卷^五紹興十有二年六月壬午の条には「今國用仰給煎海者、十之八九」とあつて塩課の重要度がわかる。更に茶課をも含め、宋会要食貨^{三七}茶塩雜錄紹興三年正月十五日の條に「國家養兵之費、全籍茶鹽之利」とみえ、また宋会要食貨^{七六}塩法紹興三年正月十三日の条に「朝廷養兵之費、多仰塩課」という風に専売収益は軍事費と關係が深かつた。

さて榷塩を大きく分けると兩広塩（広東・広西）、閩塩（福建）、淮浙塩（東南諸州軍）、蜀塩（四川）となり、うち閩塩を除く三者が總領所にとくに關係があつた。

蜀塩は皇宋中興兩朝聖政（以下、聖政と略記）卷三建炎二年八月辛未の条に「四川三十州、歲產鹽約六千四百餘萬斤、後隸總領財賦所贍軍」とあるのが、總領所に関する史料の初見である。しかも南宋ではこの地の榷塩法は四川總領財賦であつた趙開が確立したもので、總領所の重要な財源であつた。雜記甲集卷^二四川總領所によれば紹興休兵之初歲費二六六五萬緡のうち三七五萬緡が塩課で充當されていた。

淮浙塩は主に三榷貨務都茶場（行在・鎮江・建康）を拠点に専売されていた。乾道六年には三榷貨務歲額は合計二四〇〇萬貫で、うち淮東・淮西總領所に属すとされた鎮江・建康兩務場は合せて一六〇〇萬貫であつた。そのうち約80%ほどが塩課であるとすれば、その額は約一二〇〇萬貫ほどあつた。⁽²²⁾

淮東總領所については宋会要職官^{四三}提舉茶塩司に嘉定十七年三月二十三日の淮東總領所の言として「經費一月何啻陸拾萬緡、鎮江務場、認發幾半、全藉發賣茶塩鈔引、以應供億」とあり、雜記甲集卷^七榷貨務都茶場の項に「乾道三年三月、詔、以二千四百萬緡爲額、（中略）於是、淮東總領所、實在鎮江、目指榷貨錢三十萬緡、爲贍軍之用」とあることから茶課も込みで月に三〇萬緡ほどが總領所にまわされ、それは總領所收入全体の50%ほどであ

ったことがわかる。後に慶元年間に淮東總領使であつた薛紹の墓誌銘には「淮東、用鹽餉軍」とある。⁽²³⁾ また淮西總領所では、淳熙十年まで淮西總領使に在任していた蔡戡の定齋集卷三乞依行在場務優潤狀に「建康屯駐大軍支遣、萬數浩瀚、別無朝廷科降錢物、全藉務場入納茶鹽等錢應副」とみえ、また嘉熙四年に淮西總領使在任の李曾伯は可齋雜藁卷五再辭免狀（除左曹兼淮西總領）のなかで「建康大軍一窠、全仰鹽鈔歲額以一千二百萬計」といつている。以上の史料から、淮東・淮西の兩總領所とも塩課への依存度が極めて高かつたことが理解されるだろう。

次に兩塩についてみれば、雜記甲集卷四廣鹽の項に「紹興」九年、罷官賣鹽、許通商於嶺外、其錢助鄂州養兵之費」とあるように湖広總領所へ送納されていた。額については要録卷^四一八紹興三十年春正月庚辰朔の条に戸部郎中總領湖廣財賦彭合の言とし一〇万緡があがつているのを初めとして、乾道四年にもその額は確認される。⁽²⁴⁾ しかしこれは紹興五年にすでに八万四四〇余貫に減らされていたのを、更に應付靖州歲計錢三万貫とともに広西塩減額一〇万貫の対象とされ、以後、財源としての意味はほとんどなくなった。

(ロ) 茶課⁽²⁶⁾

茶専売収益について、淮東・淮西兩總領所も先に塩課のところでふれたようにこれを收入源としていたが、殊に四川と湖広の兩總領所がめだっている。

四川では塩と同様、趙開が専売を復し建炎初年に茶引一七〇万貫を売っている。⁽²⁷⁾ 雜記甲集卷七四川總領所の項から紹興休兵之初の歲費二六六万緡のうち一〇四万緡が茶司錢で賄われていたことがわかる。さて四川全体の産茶額は雜記甲集卷四蜀茶に「今成都府利州路二十三處茶場、歲産茶二千一百二餘萬斤、通博馬物帛、歲收錢約二百四十九萬三千餘緡」とある。これは本来、提舉茶馬司の買馬にかかわるものだが、このうちから四川總領所へまず四

○万緡、更に紹興二十五年以降には七三万緡を追加し計一一三万緡が送られた。後ち茶馬司の反対もあり、乾道年間には一〇二〇万緡に減っていたが、淳熙十一年以後は五〇万緡を定額とした。⁽²⁸⁾

次に湖広總領所をみると、宋会要食貨三茶法雜錄を中心にししば茶引給降に関する記述がみられることからその財源としての重要性がみてとれる。それは宋会要食貨^三茶法雜錄下淳熙三年二月十三日の条に淳熙三年歳計茶引七五・二万貫に加えて、更に給降すること長引三〇万貫とあり、同書食貨^三茶法雜錄下には「嘉定十一年分歳計茶引内、江西路茶引、已降過二百四十七萬六十八貫八百五十五文、其錢實係應副本所（湖広總領所）大軍支遣」とあり、続いて都省照得として「湖廣總領所茶引、通年止貼降二百萬貫」とあるところから定額が決められたことがわかる。その後は淳祐末から宝祐にかけて湖広總領を兼任した李曾伯は可齋續藁前卷三四乞休致奏のなかで「乃若上流茶稅、（中略）今江州分司、歳収未暇計、先來鄂岳、置專官、所取未暇計、只以鄂岳兩場、自淳祐十二年二月至今四月、収七百餘萬、通而計之、何翅幾千萬、是皆向來總所所有也、分無是矣」といい、また可齋雜藁卷九奏申の奏廢罷茶局科助でも「制總兩司、歳仰茶利、以佐軍費、總所約収數百萬、制司亦収數十萬、今諸局悉廢矣」と言っていることから、少なくともこの時点以前にその収益は跡絶えたことが知れる。

なお、淮東・淮西兩總領所については、先に塩課の項で触れたが、乾道六年度の鎮江・建康兩務場の専売収益一六〇〇万貫のうち、塩利を差し引いた四〇〇万貫がほとんど茶利であった。

い 權 酤

周藤吉之氏の指摘されるように南宋では官が酒を醸造し、その利益を軍費にあてることが盛んに行なわれた。贍軍酒庫もその一であり、四總領所のすべてに付設されていた。宋会要食貨^二酒麴雜錄一紹興十三年九月十日には

總領所脚店と称した酒庫が増えすぎたので、詔して淮東總領所は元置州軍に、淮西總領所は建康府にのみ限定設置させたであつてその盛行ぶりがしのばれる。淮西についてはまた景定建康志卷云卷官守志三諸司寓治提領建康府戸部贍軍酒庫所の項に、建康府の贍軍酒庫二九庫のうち四庫が總領所に属していたが、乾道七年に淮西總領周閱の請により二九庫を統轄し提領戸部贍軍酒庫所で管理し、提領は總領使が兼任しその収益は諸司に分撥し残りを總領所へ入れたといった記述がある。

酒造に関しては人戸の買撲（請負）も盛んであつた。雜記甲集卷二四東南酒課には「紹興二十六年正月始、詔、諸軍撲買場務、令常平司拘收、城郭酒店、令總領所拘收」とみえ、東南三總領所における管轄分担が示されている。収益については、宋会要食貨^{二五}買撲坊場に紹興三十一年十月十四日戸部言として諸路州縣の人戸買撲坊場のうち、兩浙江東西湖南北の合納淨利錢三八〇万貫を軍興による支出増を理由に江東西の分を建康（淮西）總領所へ、湖南北分を鄂州（湖廣）總領所へ送っている例がある。管理権の方も宋会要職官^{四六}總領所淳熙六年三月二十四日の条に「淮西總領蓋經言、諸州常平買撲酒坊、往往侵損官課、乞從本所、日下發併、自行措置興開、依數認還常平元額、從之」とあつて、總領所に集中したことがわかる。

(B) 紙幣發行⁽³¹⁾

南宋期には交子・会子と呼ばれた紙幣が大いに流通し、和糴の糴本、官兵の俸給等に使われたことは周知の通りであつた。これら紙幣は大まかにいって、錢引（四川）・湖広会子（荆湖北路、京西路）・淮南交子（淮東路、淮西路）・行在会子（四川を除くほぼ全国）の四種があつた。

銭引は総領使の前身である川陝宣撫司隨軍轉運使趙開が紹興三年には一五〇万緡、同年十月には四〇〇万緡、紹興六年には三〇〇万緡を増印して軍儲を賄った、⁽³²⁾後も便宜増印が行なわれたようで、要録卷^{一八}紹興三十年三月丁未の条には一七〇万緡、同卷^四紹興三十年閏二月乙未には銭引一〇〇万道を四川総領が増引し軍備に供したとある。後ち宝祐初にその発行権を制置司へ付すところから、恐らくこの時までには総領所に発行権があったものと思われる。なお四川ではその他に開禧三年に総領陳咸が小会子を造り、⁽³⁴⁾また関外銀会子についても、その一部を大安軍で発行したことが知られている。⁽³⁵⁾

湖北会子は隆興元年湖広総領王琪(珪)が直便会子七〇〇万緡発行したのを始めとする。⁽³⁶⁾後には濫発がたり、乾道三年には会子の印板を中央に回収された。⁽³⁷⁾

淮南交子については、乾道二年に「兩淮(淮東・淮西)総領所、許自造会子」という記事があり、総領所の関与するところであったことが知られる。⁽³⁸⁾

紙幣発行権関係は以上だが、別に紙幣の収兌(回収兌換)の時にえられる水火不到銭・貼頭銭(貫頭銭)といった財源があった。要録卷^九紹興二十八年五月己亥の条に兌換の際に損失して至らざる者を水火不到銭といい、大体每界数十万緡あり、四川総領所の財源であったという。貼頭銭は初めは紙墨銭として徴収されていたらしくて紹興十一年には銭引の場合每界無慮一七〇万緡あったと言う。⁽³⁹⁾これも四川総領所では紹興休兵之初(十一年頃か?)には九〇万緡、⁽⁴⁰⁾慶元年間には、每界一八〇万緡という数字があがっている。⁽⁴¹⁾

他の総領所についてもしばしば兌換を乞う記事がみられる。これは流通正常化を図るのみが目的ではなく、先のような収入もまた魅力の一であったと推される。

(C) 屯田・営田經營⁽⁴²⁾

国境地帯の淮南・京西・湖北・陝西・四川等の地では、戦乱により田土が荒廢し、その再開墾と、糧秣自給を目ざして屯田・営田が設けられた。当初は宣撫使や鎮撫使の管下にあったが、東南の場合は宋会要食貨^三 營田乾道元年五月十八日に帥臣、漕臣とともに淮東西湖広總領が兼提領措置屯田となることが定められたとある。總領所は屯田・営田の収益の一部を拘收し、農具耕牛の貸与補助、力耕官兵への支給を行なった。しかし官兵による耕種は、淮西を例にとると「所得不能所費之半、⁽⁴³⁾」と採算にあわず、次第に民戸請佃に切り替えられ、⁽⁴⁴⁾ または営田出売も行なわれた、⁽⁴⁶⁾ 四川のみはもともと正税米収入が少なかったためか、少し長続したが、やがて強將豪民の侵奪のため、⁽⁴⁵⁾ 実を失なつていった。

(D) 営運・市易

営運は宮崎市定氏によれば動産資本の運転をいうのであり、市易は王安石の市易法の流れをくむ一種の融資法であつた。⁽⁴⁷⁾ これらは總領所では市易抵当庫で行なわれていた。営運は淳熙七年七月甲戌に停止令が出ており、⁽⁴⁸⁾ おそらくその時のこととして、周必大の文忠集卷^{三四} 論措置営運には、淳熙七年總計一六・三万貫で、内訳は淮西總領三・三万貫、淮東二・五万貫、湖広四・三万貫、四川二・四万貫とみえる。市易は崔敦禮の宮教集卷五代乞罷總司市易劄子に孝宗が毎總司二十萬緡を降し五割の利をとり、軍卒の困窮者に与えんとするのを諫止したとある。(楊萬里誠齋集卷^二、朱熹朱文公集卷九六などに同種の記あり) いずれも表向き賤商思想から禁止されてはいるが、現実、

にはさかんに行なわれていたに相違ない。

(E) その他

金国との対外貿易場（榷場）⁽⁴⁹⁾では漕司とともに提領措置官に總領使がなっている。⁽⁵⁰⁾また付設機関の太平惠民藥局、雜売場や贖藥場は藥物の売出にあつたが、淮西の例だと事務不多としてその官は兼任されるぐらいだから財源としてたいした比重を占めていなかった。

(3) その他の収益

以上の課税、事業収益に入らない給降賜与といった形の特別な臨時財源があつた。まず度牒をみると要録卷一八紹興三十一年二月乙丑の条に、度牒發行再開を告げ、出売したうち、荆湖京西分の價錢を東南三總領所へ輸すという記述がある。四川では乾道四年正月九日に僧度牒一千道・紫衣師号五百道をまた乾道四年から淳熙元年にかけて總計一・一万道、淳熙以後は年に度牒六六一道を得て酒課の減を補なっている。⁽⁵¹⁾また宋史全文續資治通鑑卷二六淳熙四年二月の条で四川總領所が度牒二五〇〇道の給降を乞うた記事に続き「時多以度牒賜諸總所、貼助經費、後不盡錄、」とあり、頻繁に給降があつた様子がうかがえる。

度牒とならんで給降例の多いのは、收糶の際の糶本錢や軍費として降された会子であつた。こうした賜与は確たる財源としての実態はとらえにくい、財源として重要であるとおもわれる。

以上種々の収益源についてみたわけだが、概していうならば淮東・淮西總領所（特に淮西）は塩課、湖広總領所

は茶課と四川や広南からの経總制錢、四川總領所は、茶、塩課、雜税をそれぞれ特色ある財源としていたといえる。

(二) 漕運

こうして調達された糧米錢物は紹興末年淮東總領であつた洪适の盤洲文集卷四乞令漕臣備辦饒運舟船劄子に「臣伏見、諸路總領官、只以科撥爲職、其饒運之事、則漕臣所掌、」とあるように、原則として転運使によつて漕運さるべきものであつた。しかしその「拖欠留滞」の弊が甚しいため、總領所が「比較按劾」したり、紹熙元年には東南三總領所が直接漕司を催督したりしている。やがては葉適の指摘するように漕運の權は總領所へ移つた。さらに宋会要食貨^{一四}、宋漕運乾道七年九月十二日には郢州に撥發船運官を置きたいという湖広總領の奏が容れられている。

類似的の官職は淮東では鎮江排岸官兼掌總領所逋欠綱運官吏や催綱使臣、淮西では淮西總領催綱官、四川には撥發船運官といった具合に専門の官が設置されている。また現地で總領所の業務にあたる官は宋史全文續資治通鑑卷二五嘉泰二年冬十月壬申朔の条に「詔、諸州起發總領所財賦、以通判爲主管官、」とあり、宋会要職官^{七〇}、總領所嘉定十五年正月二日の条にも淮東總領岳珂の奏言中に「久例、沿邊郡縣通判判官知縣兼受給、曹官主簿兼倉庫、指作兼職、」とあつて知縣ないし通判級の兼任とされた。その実際の配置は永樂大典卷^{二六}部吏部三考任門に東南三總領所の場合がみられる。その上、總領所は拖欠の多い州軍に專官を派し督責させたりしている。⁽⁵⁶⁾ こうして徴収から漕運まで、更にはその収納先の転般倉や大軍倉・大軍倉も總領所の管下にあるものが多いため、いわば軍糧補給のための一貫した輸送体制ができたのである。(付図参照)

(三) 支給

こうして調達、輸送された糧米錢物は、大軍倉庫から支給された。ここでは軍兵への支給に焦点をおき論をすすめると、宋代のそれは衣糧錢の三本立の本俸と臨時支給の犒設（雪寒錢、柴炭錢など）から成っていた。總額は紹興末年頃には本俸合算して約二〇〇ないし二四〇緡が年額であった。⁽⁵⁹⁾そして本俸のうちで問題となるのが生券と熟券の別である。これは安部健夫氏によれば、屯駐兵には熟券が、屯駐処より前線へ出成した兵に添給されるのが生券であつたという。⁽⁶⁰⁾ここではその額について補足すれば、李曾伯の可齋續藁後集三救蜀楮密奏に宝祐年間のこととして「屯駐兵熟券、見月支第一料四百貫、屯戍軍生券、見月支第一料六百貫、却有支鹽在外、然以百貫易一銀交、是熟券月得四貫、生券得六貫、得四貫者、止該十八界會八百文、得六貫者、止該十八界一貫二百文、軍貧而怨、良以此故、今當與之照東南例、並支京交、且以熟券日二百、生券熟日一百計之、熟券月可得京交六貫、生券月可得京交三貫、却令制司與捐鹽數、是屯駐五萬人、歲支熟券不過三百六十萬、戍援寬作二萬人、歲支生券不過七十二萬貫共該四百三十二萬貫、」とあることから、淳祐から宝祐年間には四川では熟券四川錢引第一料四百貫、生券六百貫であり、東南では熟券は京交六貫、生券京交三貫であつたことがわかる。また宋史卷^{一九}兵八廩祿之制には「（咸淳）九年、四川制司有言、戍兵生券、人月給會子六千、蜀郡物價翔貴、請增人月給九千、」という数字も出ている。

更に糧米の支給額をみれば可齋雜藁卷元奏襄樊經久五事に「臣計算、一萬人一年生券、合該米九萬石十八界交三十六萬貫、」とあることから、湖広での生券米は月支七斗五升であるとわかる。次に熟券米であるが、四川の場合宋会要兵^六屯戍下淳熙四年七月十六日四川總領李夔の言に西和州の合差更戍官兵千六十一人のうち五百六十一人馬

二百疋を裁減すれば年間、添支口食米五千余石を省けるとある。したがって添支口食米Ⅱ生券米とみれば年額約九石（恐らく月に七斗五升ぐらいで湖広の場合と一致する）である。これと宋史卷^{三八}虞允文伝に「（乾道）九年、至蜀、大軍月給米一石五斗、不足贍其家、」とあわせみれば熟券米月支七斗五升と考えられる。

衣料は宋会要兵^{五ノ}屯戍下慶元元年八月九日に戸部侍郎が鎮江・建康屯駐大軍及び建康馬軍・許浦水軍の春夏秋冬はすでに総領所の支散にかかる江鄂諸軍の例にならない、総領所に近辺の屯駐州軍の催到紬絹を科撥し給散せしめんと乞い認可されていることから、東南における給散は確認される。

稿設については宋会要兵^{五ノ}二〇屯戍隆興元年四月一日の詔に、淮東淮西湖広総領所が使臣一貫文兵七百文を支給した例がみえる。

こうした支給を例えば本俸の例をとり、総領所財政全体との関連でみれば、宋会要兵^{五ノ}二八屯戍上乾道七年九月十七日の条の湖広総領所管内の荆南・江州・鄂州三都統司の差出見屯（屯戍）兵二四六五二と雜記甲集卷六乾道内外大軍數にみえる三都統司兵籍計七・九万から試算すれば、年間錢約六六五万貫、米約八三万石となる。当時雜記甲集卷七淮東西湖廣總領所では湖広総領所歳出九六〇万緡九〇万石とあることから軍兵への支給がその大部分を占めていたことがわかる。

(四) 買馬⁽⁶¹⁾

南宋時代軍馬の供給地は川秦と広南であつた。うち主なのは川秦地方で（歳額一万匹前後 広馬二千匹）、都大提挙茶馬司がこれにあつた。総領所も提挙秦州買馬監を兼任提領したり（四川）、荆襄地方で歳額二百疋を購入した

(湖広) 事例がある。⁽⁶²⁾ しかし総領所の本務は四川の場合は宋会要兵^{二四〇}、馬政紹興^{二四〇}二十八年七月二十八日殿前都指揮使楊存中の言にある馬綱の押綱使臣・兵士に対する支給であり、東南三総領所では要録卷^{七八}紹興三十年十二月辛酉の条などにみえる送納された馬匹のうちで江上諸軍に属すものの格尺齒歲等の審験であつた。⁽⁶³⁾

第三章 総領所の推移

以上みてきたように豊富な財源をもとにして、軍兵への支給を主に雑多な財政機能を包括した総領所は、南宋初期の軍閥的勢力の割拠状態を切り抜け、安定へむかうに多大な貢献をなした。そして一時は、開禧丙寅に淮東総領であつた岳珂の愧郊録卷九宣總公移の項にみえるように、いわば方面軍総司令官であつた宣撫使とあい拮抗する勢いまでみせた。しかし以降、総領所はその機能を發揮しえずに終つた。ここでその所以について考えてみたい。

まず全般的な展望としては、課税に等しい和糴・糶稅等の苛酷な収奪、専売制度の行き詰まり、紙幣濫発による悪性インフレーション等々、さらには戦況の悪化も加わり、南宋の経済政策が結局は贍軍買田・公田法へと回帰せざるを得なかつた状態の中では、総領所のように対症的に組織された機関がいち早くその影響をうけ衰退したのは当然の推移ともいえる。これを専売についてみると、淮浙塩は嘉定年間に淮東総領になつた汪綱によれば、宋史卷^{八四〇}汪綱伝「淮東煮塩之利、本居天下半、歲久敝滋、塩本日侵、帑儲空竭、負兩總司五十餘萬、」という状態で、更

に建康・鎮江両樞貨務も開禧末年総領所の管理を離れた。⁽⁶⁴⁾ 鎮江務場は嘉定七年に淮東総領所に復歸したが、やがて所収なしとして淳祐から宝祐の間に建康の提領江淮茶塩所へ併合された。⁽⁶⁵⁾ 湖広総領所の重要財源の茶利も国用司に吸収された。⁽⁶⁶⁾ また総領所のような財貨の集中は常に中央の忌むところで宋会要食貨^{五六}、戸部淳熙四年十月八日の条に

「總領收到綱運、版曹豈容不知、自今、可令月中、以備稽考、」とみえ、同食貨^{六六}諸州倉庫淳熙九年七月九日に「詔、諸路州軍、應有朝廷米斛、專委守臣、認數椿管、（中略）總司毋得干預、」というふうに總領所への掣肘があった。更にそれは転般倉、大軍庫へも及び宋会要食貨^{六六}諸州倉庫淳熙十年四月七日の条に「詔、建康鎮江府轉般倉、各撥隸本府、所有逐州府大軍倉椿管朝廷米、並委守臣、同本倉監官、認數別敖封鎖、」とあつて、先に触れた漕運体制の成立とは裏腹な現象がはやくもみられる。また官制でも總領所の機能に重複凌駕する国用司の設置があつた。⁽⁶⁷⁾軍務行政面では可齋續藁前集卷三奏申乞免兼湖廣總領奏壬子（淳祐十二年）十二月に「惟是制臣掌兵餉臣掌賦、中興建置初意、職守相維、頃年京湖因以生券屬制司、蒙朝廷尋以閫臣兼餉事、要是出權宜之策、不可爲經久之規、」とあり、湖広では生券が總領所の手を離れ制置司に移つたことがわかる。それと可齋雜藁卷三申密院照戎司兵額に淳祐末の鄂州（都統司）兵額四六二〇見管（屯駐）五三二とみえ、彭龜年の止堂集卷六江陵條奏邊備疏に紹熙末として「昔人守禦此地、動數萬人、猶以爲少、今僅以數百守之、」とあるのをあわせみれば、戦局悪化に伴なう都統司屯駐兵（熟券兵）の減少、出戍召募兵（生券兵）の増加、したがって軍糧支給を通じた總領所の軍政参与権が削落していったことが明らかになる。⁽⁶⁸⁾これは従来、總領所とともに現場の軍務行政を分担していた都統司が制帥司の節制をうけるようになったことと軌を一にする。⁽⁶⁹⁾これらは湖広の例だが、大なり小なりこうして南宋の地方軍政全体が宣・制帥司の下に集中してゆき、總領所は有名無実化していった。⁽⁷⁰⁾

おわりに

以上みてきたように、財政負担の分散と軍權制御の一石二鳥を狙って創設された總領所は、財政国家―南宋の一

典型ともいえる機構であり、その機能は多岐にわたっていた。そしてその所期の目的を達し、南宋百五十年の礎をきづいた。が所詮は寄り合い所帯で、戦局がモンゴルの侵入という新たな脅威をむかえると、より強力な集権志向のためその財権を吸収されて急速にその実を失なっていた。

今後は更に地域経済と密着した形での總領所の機能、官僚機構上でのその位置等について考察する要があるが、次稿に譲りたい。

註

- (1) 葉適水心文集卷三奏議監司。宮崎市定『政治論集(中国文明選11)』朝日新聞社 昭和盟 三二二頁～三二四頁。
- (2) 宋会要食貨^{五六ノ}戸部紹熙元年十月二十一日の条に紹熙元年の歲収六千八百萬一千二百貫のうち朝廷九百六十五萬一千百貫、戸部千八百七十二萬三千百貫、四總所二千九百萬六千貫、諸戍牧馬歸正等處之截留一千六十二萬貫。葉適の水心別集卷二實謀に歲入八千二百萬緡で歲出のうち戸部經費は一千五百萬緡、供四屯駐兵は六千萬緡。山堂群書考索續集卷四財用門嘉定歲入之數(嘉定十年延對)に三千五百萬緡のうち版曹千九百萬緡、淮東總領二百六萬緡、淮西總領三百七十八萬緡、湖広總領五百七萬緡、四川總領五百三十八萬緡とある。また雜記甲集卷二淮東西湖廣總領所の項にみえる乾道中の歲費は淮西一千一百餘萬緡米七十萬石、淮東七百萬緡米七十萬石、湖広九百六十餘萬緡米九十萬石であり、玉海卷^{一八}食貨會計乾道度支都籍・參考上計録には乾道四年として今一歲内外支用之數大槩五千五百萬緡有奇とあるのを比べれば、いかに多くの財貨が總領所に集中していたかがわかる。
- (3) 山内正博「南宋建国期の武將勢力に就いての一考察」(『東洋字報』三八ノ三) はじめ一連の研究。
- (4) 雜記甲集卷一官制二總領諸路財賦「總領財賦古無其名、靖康末高宗以大元帥駐軍濟州、命隨軍轉運使梁揚祖總領措置財用、然未以名官也、建炎末張魏公用趙昉總領四川財賦、始置所繫銜、總領官自此始。」
- (5) 要録卷^{一四}紹興十有一年五月辛丑。宋会要職官^{四一ノ}總領所紹興十八年五月二十七日。

- (6) 宋会要職官^{四一}ノ總領所乾道六年四月一日の条、同年十二月には復置されている。
- (7) 宋史卷四^{五六}本紀瀛國公德祐元年三月庚子。
- (8) 宋史卷元本紀寧宗嘉定五年冬十月辛巳の「詔、諸路總領官、歲舉堪將帥者三二人」など。
- (9) 聖政卷三淳熙十有四年十有一月乙卯「進呈淮西總領趙汝誼體究到馬軍行司回易等事、上曰、諸軍今後如有違戾、令總領所覺察以聞、施師點等奏、總領銜位帶專一報發御前軍馬文字、正是此意、」。
- (10) 可齋雜藁卷一八出帥經理襄樊奏に總所勇勝軍一千五百人、景定建康志卷三城闕志四營寨に淮西江東軍馬錢糧所總効軍寨四所とある。
- (11) 宋会要職官^{七一}ノ黜降八乾道四年十一月二十二日など。
- (12) 宋史卷^{七二}趙彥櫛傳「遷湖廣總領、舊士卒物故、大將不落其籍、而私其月請、彥櫛置別籍稽核之、」。
- (13) 盤洲文集卷四^{七五}乞添總領江浙財賦字劄子。
- (14) 斯波義信「宋代市糴制度の沿革」(『青山博士古稀紀念宋代史論叢』所収)
- (15) 曾我部靜雄「宋代財政史」、梅原郁「南宋折帛錢をめぐる一考察」(『史林』四八ノ三)、王德毅「南宋雜稅考」(『史原』第二期)。
- (16) 雜記甲集卷一七四川總領所。
- (17) 雜記甲集卷一五四四川經總制錢。
- (18) 要錄卷^{一八}紹興三十年六月辛未。
- (19) 宋会要食貨^{六四}ノ經總制錢淳熙十五年八月四日。
- (20) 白契錢はふつう經總制錢に含めるが、ここでは別記した。
- (21) 戴裔煊「宋代鈔鹽制度研究」、草野靖「南宋時代の淮浙塩鈔法」(『史淵』六六)。
- (22) 歲額は宋会要食貨^{五五}ノ權貨務乾道六年三月一日、比率は要錄卷二四紹興六年八月乙丑。
- (23) 葉適、水心文集卷^{二八}中奉大夫太常少卿直祕閣致仕薛公墓誌銘。
- (24) 宋会要食貨^{二七}ノ鹽法乾道四年六月四日。
- (25) 宋会要食貨^{二八}ノ鹽法紹興五年八月二十七日。

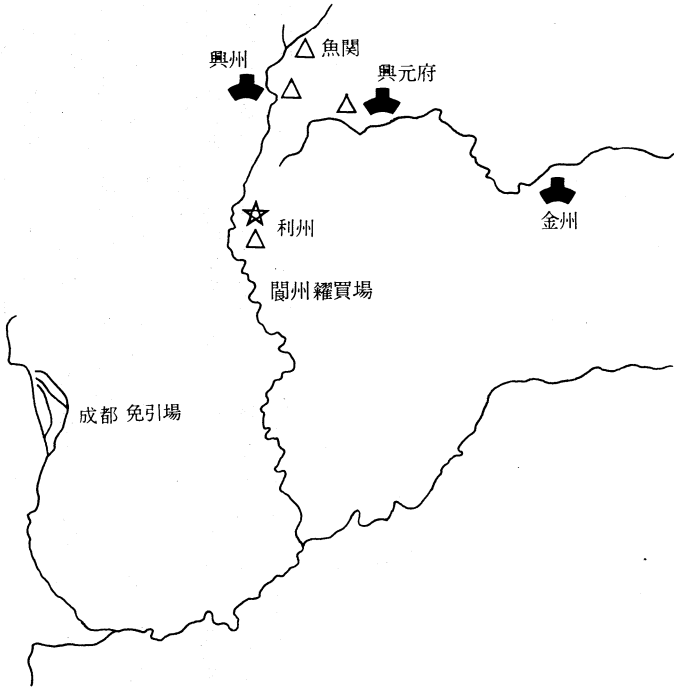
- (26) 梅原郁「宋代茶法の一考察」(『史林』五ノ一)。
- (27) 宋会要食貨^{三二ノ}茶鹽雜錄紹興元年十月二十一日。
^{四六}
- (28) 雜記甲集卷一四蜀茶。
- (29) ここは繫年が混乱しているので記さない。
- (30) 武田金作「宋代の権酤について」(『史学雑誌』四ノ五・六)、周藤吉之『宋代經濟史研究』一三九頁～二四二頁。
- (31) 加藤繁『支那經濟史考證』下、曾我部静雄『宋代財政史』、日野開三郎「南宋の紙幣見錢公據及び見錢關子の起源に就いて」(『史学雑誌』四ノ七・八・九)を始めとする一連の研究、草野靖「南宋時代淮南路の通貨問題」(『東洋学報』四ノ四)、「南宋行在会子の發展(上)(下)」(『東洋学報』四ノ一・二)、全漢昇「宋末の通貨膨脹及其對於物價的影響」(『中國經濟史論叢』第一冊)。
- (32) それぞれ要録卷六六、六九、九七にみえる。
- (33) 宋史卷一八食貨志會子。
- (34) 雜記乙集卷二六四川總領所小會子、(これはすぐに廃されて流通せず)。
- (35) 雜記甲集卷二六關外銀會子。
- (36) 雜記甲集卷二六湖北會子、(文献通考卷九錢幣二には珏とする)。
- (37) 宋史卷一八食貨志會子。
- (38) 宋史卷三本紀孝宗乾道二年十一月己酉。
- (39) 雜記甲集卷二六錢引兌監界。
- (40) 雜記甲集卷二七四川總領所。
- (41) 同右。
- (42) 周藤吉之「南宋に於ける屯田・營田官莊の經營」(『中國土地制度史研究』)、梅原郁「南宋淮南の土地制度試探・營田屯田を中心に」(『東洋史研究』三ノ四)。
- (43) 要録卷一八紹興二十九年九月辛巳朔「詔、諸州營田糴稻麥、並起赴本路總領所、椿充馬料、」。
- (44) 宋会要食貨^{六三ノ}營田雜錄乾道二年六月十二日。
^{四二}

- (45) 宋会要食貨^{三六} 營田乾道二年六月二十五日、同食貨^{六三} 營田雜錄乾道五年三月二十七日など。
- (46) 宋会要食貨^{三〇} 官田雜錄隆興二年六月一日（淳熙二年には出売禁止令が出ている）。
- (47) 宮崎市定「中國近世における生業資本の貸借について」（『アジア史研究』三）、曾我部靜雄「宋代の質屋」（『宋代政経史の研究』）。
- (48) 聖政卷五。
- (49) 加藤繁「宋と金國との貿易に就いて」（『支那經濟史考證』上）。
- (50) 宋会要食貨^{三八} 互市紹興十二年五月四日。
- (51) 宋会要食貨^{五四} 雜賣場乾道元年三月五日。
- (52) 曾我部靜雄「宋の度牒雜考」（『史学雜誌』四一ノ五）。
- (53) 宋会要職官^{五四} 總領所。
- (54) 雜記甲集卷二五祠部度牒。
- (55) 要錄卷^{一八} 紹興二十九年八月甲寅など。
- (56) 宋会要食貨^{五三} 倉部紹熙元年十月十一日。
- (57) 水心別集卷二四監司「今也轉運司、徒報上供之數於戸部、而轉輸運致之實則無之、」。
- (58) 劉克莊、後村先生大全集卷七九與都大司聯銜申省乞爲饒州科降米狀や、黃幹、勉齋集卷九申臨江軍乞申朝省除豁綱欠など。
- (59) 聖政卷三紹興十三年十一月に二四〇緡、要錄卷^{一九} 紹興三十一年五月辛丑と雜記甲集卷二六乾道内外大軍數には二〇〇緡（道）とある。
- (60) 安部健夫「生熟券支給制度略考」（『元代史の研究』）、また本論文提出後に（昭五・一・二〇）小岩井弘光「南宋大軍兵士の給與錢米について―生券・熟券問題と關連して―」（『東洋史研究』三五ノ四）が出て更にこの問題が解明された。
- (61) 曾我部靜雄「宋代の馬政」（『宋代政経史の研究』）、藤本光「南宋廣馬考」（『東洋史学論集一』）など。
- (62) 宋会要兵^{三三} 買馬下紹熙二年十二月二十六日。

- (63) 宋会要職官^{四三ノ}都大提拏茶馬司、洪邁の夷堅志景第七鄂州綱馬。
- (64) 兩朝綱目備要卷二開禧三年是歲。
- (65) 景定建康志卷二六提領江淮茶鹽所。
- (66) 可齋續藁前集卷三四乞休致奏。
- (67) 宋会要職官六国用司には乾道二年と嘉泰三年、欽定續文獻通考卷三國用一に淳祐六年の設置例がある。
- (68) 宋史全文續資治通鑑卷三四淳祐七年七月丙辰。
- (69) 宋会要職官^{四一ノ}總領所嘉定三年十一月九日の条に「至開禧用兵之初、(中略)、遂令四川總領所、照江淮湖廣體例、並聽宣司節制、」とある。
- (70) 欽定續文獻通考卷三國用嘉定十一年の附註に「軍政在戎帥、則總領爲急務、軍政在宣制、則總領爲贅員、何也、蓋軍政在戎帥、則民事不得與知、命人以總領其事、無可疑者、軍政在宣制、則財賦輕重當出其手、總領之職、特一有司耳、」とあることや、總領使の任官者が南宋も末年に近づくにつれて、制置使などの兼任がふえていることも注目したい。

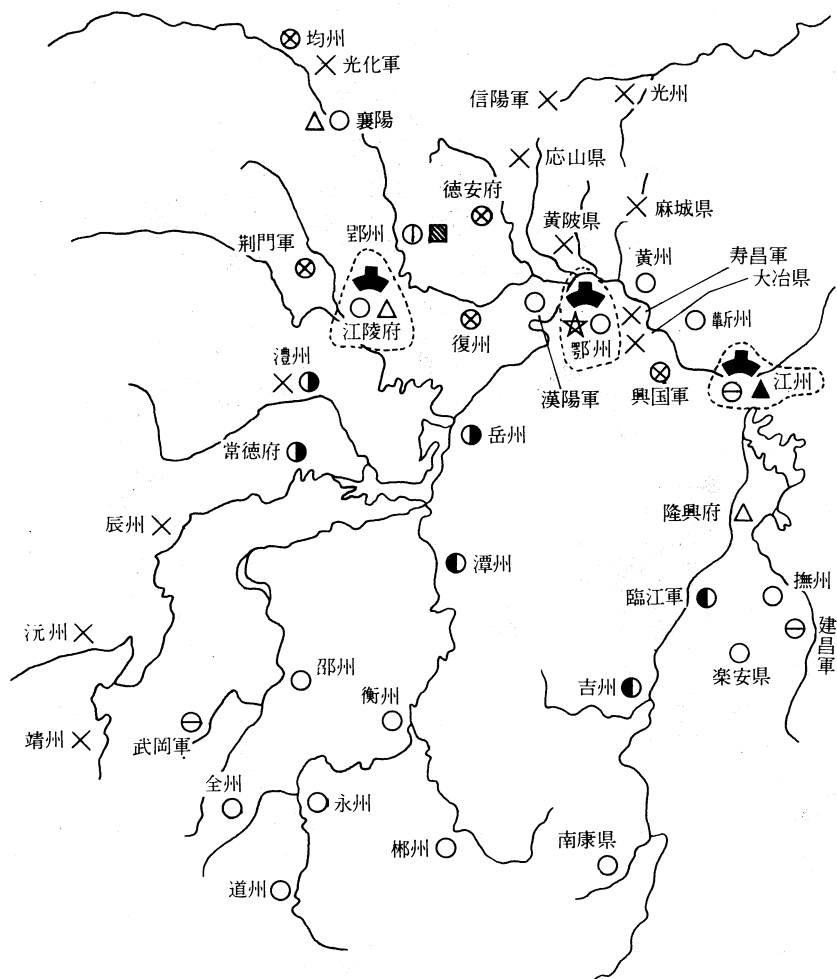
(大学院学生)

四川総領所

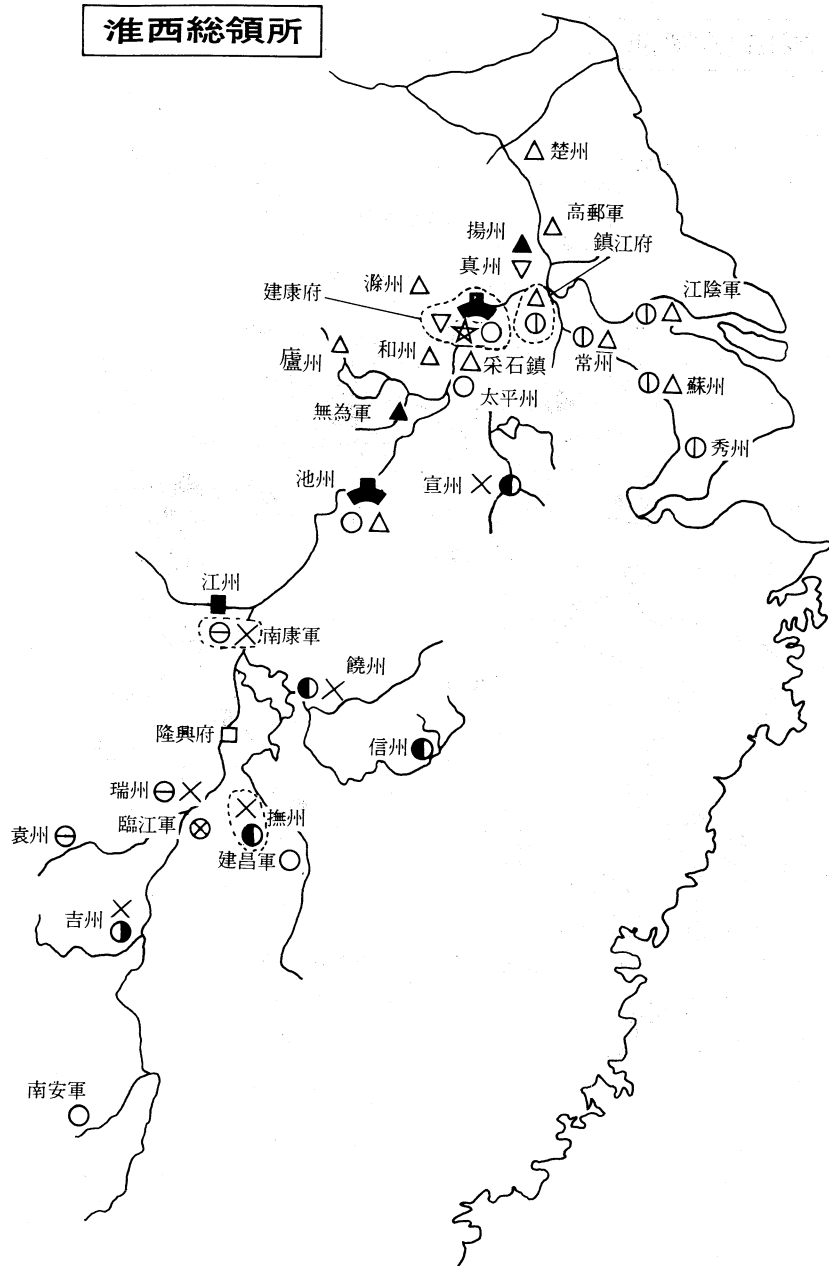


- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 ☆——総領所 | 9 △——大軍倉庫 |
| 2 黒五角——都統司 | 10 ▽——転般倉 |
| 3 ○——綱米起撥州県 | 11 ▲——9 と 10 |
| 4 ①——収糴例のある州県 | 12 ×——主管錢物官所在州県 |
| 5 ⊖——雑税起撥州県 | 13 ■——11 と 12 |
| 6 ●——3 と 4 | 14 □——10 と 12 |
| 7 ①——3 と 5 | 15 ▨——9 と 12 |
| 8 ●——3 と 4 と 5 | 16 ⊗——3 と 12 |

湖広総領所



淮西總領所



淮東総領所

